

平成 23 年

第 2 回市議会定例会 議案第 10 号

函館市青果物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 30 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市青果物地方卸売市場条例（平成 20 年函館市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「1, 000 分の 3」を「1, 000 分の 2.5」に改める。

別表第 5 中「850 円」を「800 円」に、「900 円」を「850 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 および別表第 5 の規定は、平成 23 年 7 月 1 日以後の使用に係る市場の施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る市場の施設の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

青果物地方卸売市場の売上高割使用料および面積割使用料を改定するため